

制定 昭和 34 年 3 月 16 日  
改訂 1 昭和 63 年 6 月 25 日  
改訂 2 平成 2 年 6 月 25 日  
改訂 3 平成 3 年 6 月 27 日  
改訂 4 平成 6 年 6 月 27 日  
改訂 5 平成 9 年 6 月 27 日  
改訂 6 平成 11 年 6 月 29 日  
改訂 7 平成 13 年 2 月 15 日  
改訂 8 平成 13 年 3 月 19 日  
改訂 9 平成 14 年 6 月 27 日  
改訂 10 平成 15 年 6 月 27 日  
改訂 11 平成 16 年 6 月 29 日  
改訂 12 平成 17 年 6 月 29 日  
改訂 13 平成 18 年 6 月 29 日  
改訂 14 平成 19 年 6 月 28 日  
改訂 15 平成 21 年 6 月 26 日  
改訂 16 平成 26 年 6 月 27 日  
改訂 17 平成 29 年 6 月 29 日  
改訂 18 令和 1 年 6 月 27 日  
改訂 19 令和 4 年 6 月 29 日  
改訂 20 令和 5 年 3 月 2 日

定 款

**アイホン株式会社**

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、アイホン株式会社と称し、英文では、A I P H O N E C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 通信機器、音響機器、電子応用機器ならびに各種電気機器の製造、据付工事、請負、修理、売買及び輸出入。
- (2) 情報通信、情報処理及び情報提供のサービスならびにインターネットの接続仲介業。
- (3) コンピューターシステム機器及びソフトウェアの設計、開発ならびに販売。
- (4) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務。
- (5) 不動産の売買・賃貸借及びその仲介ならびに不動産の管理。
- (6) 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

(株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名して、当会社に保存する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前迄に発するものとする。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名して、当会社に保存する。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規定)

第 27 条 当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 4 0 0 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 30 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前迄に発するものとする。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名して、当会社に保存する。

(監査役会規定)

第 38 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 4 0 0 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 48 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以 上